

## 交通事業者系電子マネー等による支出の記載状況について

当委員会では、収支報告書等における支出の記載方法について、決済方法や経済サービスの多様化に伴い政治団体から問合せが多くなされた事例として政治資金課から報告があったものについて検討し、これまでに、交通事業者が運営する電子マネー（以下「交通事業者系電子マネー」という。）及びクレジットカード（E T Cカードを含む。）による支出について、簡易な記載方法を認めることが適当である旨の見解を示した（平成20年度第8回委員会、平成21年度第1回委員会）。

今回、当委員会が示した見解で対象とした交通事業者系電子マネー等を用いた支出について、国会議員関係政治団体における実態を把握するため、収支報告書上の記載状況について調査を行った。

### 1. 交通事業者系電子マネー等による支出の記載方法

交通事業者系電子マネー等による支出に係る会計帳簿及び収支報告書上の記載方法については、以下のとおり。

#### (1) 前払式証券等のうち交通事業者系電子マネーによる支出

##### 【原則の記載方法】

記載の時点	内容	政治資金監査で確認する書面
チャージ時点	支出に計上	チャージ時に徴した領収書等
利用時点	当該支出相当分を支出に計上するとともに、同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上	利用時に徴した領収書等又は領収書等を徴し難かった支出の明細書（以下「徴難明細書」という。）

##### 【簡易な記載方法】

記載の時点	内容	政治資金監査で確認する書面
チャージ時点	支出に計上	チャージ時に徴した領収書等

※ 現金をチャージし、交通費として使用する場合に限定。

【原則の記載方法によった場合の会計帳簿の記載例（一部記載省略）】

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	電子マネーの チャージ 合計	12,000 12,000	HO. 1. 10	〇〇電子マネー 運営会社	
2 政治活動費 (1) 組織活動費	乗車券	300	HO. 1. 20	〇〇旅客鉄道株 式会社	電子マネーによる購入
	茶菓	200	HO. 1. 30	〇〇（コンビニ）	電子マネーによる購入
(4) 調査研究費	乗車券	500	HO. 2. 10	〇〇旅客鉄道株 式会社	電子マネーによる購入
	(略) 合計	10,000			
支出の総額		22,000			

(便宜上日付順で記載しています。)

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のもの による支出相当分	300	HO. 1. 20	
	金銭以外のもの による支出相当分	200	HO. 1. 30	
	金銭以外のもの による支出相当分	500	HO. 2. 10	
	(略) 合計	10,000		
収入の総額		10,000		

差し引き 12,000 の支出

※ 下線を付した支出については、収支報告書上では「その他の支出」欄に合算した金額で記載され、支出の明細は記載されない。

【簡易な記載方法によった場合の会計帳簿の記載例（一部記載省略）】

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	電子マネーの チャージ 合計	12,000 12,000	HO. 1. 10	〇〇電子マネー 運営会社	
支出の総額		12,000			



(注) 利用時点の支出の金額が1万円以下であるものは、収支報告書には支出の明細を記載する必要がないため、会計帳簿でいずれの記載方法を採用したとしても、収支報告書上は、明細が記載される支出に差異が生じない場合がある（簡易な記載方法によって省略された支出に係る金額について、支出総額に差異が生じるのみ。）。

(2) クレジットカード（E T Cカード以外）による支出

【原則の記載方法】

記載の時点	内容	政治資金監査で 確認する書面
購入時点	支出相当分を支出に計上するとともに、同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上	購入時に徴した領収書等
口座振替時点	支出に計上	徴難明細書

【簡易な記載方法】

記載の時点	内容	政治資金監査で 確認する書面
購入時点	支出に計上	購入時に徴した領収書等

※ 一括払いの場合に限定。実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である旨、口座振替時点等の情報を記載するのが望ましい。

【原則の記載方法によった場合の会計帳簿の記載例（一部記載省略）】

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1) 組織活動費	打ち合わせ食事代	50,000	HO. 1. 20	〇〇(飲食店)	クレジットカードによる 購入 クレジットカードによる 購入
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	HO. 1. 25	〇〇ホテル	
	合計	80,000			
2 政治活動費 (6) その他の経費	クレジットカード代金支払い	80,000	HO. 3. 10	〇〇カード	
	合計	80,000			
支出の総額		160,000			

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる	50,000	HO. 1. 20	
	支出相当分	30,000	HO. 1. 25	
	金銭以外のものによる	80,000		
	支出相当分			
	合計			
収入の総額		80,000		

差し引き 80,000 の支出

【簡易な記載方法によった場合の会計帳簿の記載例（一部記載省略）】

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1) 組織活動費	打ち合わせ食事代	50,000	HO. 1. 20	〇〇店	クレジットカードによる支払HO. 3. 10 〇〇カード
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	HO. 1. 25	〇〇ホテル	クレジットカードによる支払HO. 3. 10 〇〇カード
	合計	80,000			

(3) ETCカードによる支出

【原則の記載方法】

記載の時点	内容	政治資金監査で確認する書面
利用時点	支出相当分を支出に計上するとともに、同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上	徴難明細書
口座振替時点	支出に計上	徴難明細書

【簡易な記載方法】

記載の時点	内容	政治資金監査で確認する書面
口座振替時点	支出（その他の経費）に計上	徴難明細書

【簡易な記載方法によった場合の会計帳簿の記載例（一部記載省略）】

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	ETCカード代金支払い	80,000	HO. 3. 10	〇〇カード	
	合計	80,000			

## 2. 調査の内容

以下により抽出した国会議員関係政治団体に係る平成25年分の収支報告書において、交通事業者系電子マネー等による支出がどのように記載されているかを調査する。

### (1) 対象

「政治団体名簿 平成26年版」(政治資金課作成)中「7 総務大臣届出国会議員関係政治団体」に掲載されている国会議員関係政治団体のうち、(2)により抽出したものに係る平成25年分の収支報告書。

### (2) 抽出方法

「政治団体名簿 平成26年版」中「7 総務大臣届出国会議員関係政治団体」に記載された政治団体(延べ850団体)で、公職の候補者の氏名のあ行からわ行までの各行の上から10人に係るものであって支出総額が100万円超のもの(1人で複数団体有している場合には1番上に記載されているもの)を抽出(合計100団体)。

※ 公職の候補者数が10に満たない行があるため、行ごとの団体数を調整。

### 3. 調査の結果

#### (1) 交通事業者系電子マネーによる支出

交通事業者系電子マネーの利用状況については、今回の調査では、1件1万円超の支出を行い、収支報告書に明細が記載されていたのは調査対象の100団体中1団体のみであった。また、当該支出はチャージ時点におけるものである。

収支報告書の記載上、1万円以下の支出の明細は記載する必要がないため、利用時点の支出の明細については、2ページの注書きのとおり、簡易な記載方法の採用の有無にかかわらず、収支報告書では記載されない可能性が高い。

政治団体数	1団体 (1.0%)
記載方法	不明 ※ チャージ時の記載のみで、利用時の支出の明細の記載はない(1万円以下の支出であれば明細を記載する必要がない)。
支出項目	組織活動費
支出額 (A) (支出件数)	98,000円 (5件)
支出項目の金額合計 (B)	3,344,172円
(A) / (B)	2.9%

#### (2) クレジットカード (ETCカード以外) による支出

クレジットカードの利用状況については、調査対象の100団体中8団体において1件1万円超の支出が行われており、また、その利用された金額も一団体平均で100万円を超えている。そのうち、過半数となる5団体で簡易な記載方法を採用していることも確認できた。

簡易な記載方法を採用した場合には、クレジットカードを利用した際に発行される書面を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないとの見解を当委員会として示しており、購入時に徴した領収書等を用いて、政治資金監査における確認が行われることとなる。

政治団体数	8 団体 (8.0%)
記載方法	—
原則どおりに記載	3 団体
簡易な記載方法を利用	5 団体
支出項目	備品・消耗品費 (4 団体) 事務所費 (1 団体) 組織活動費 (6 団体) その他の経費 (1 団体) ※ 複数計上あり
支出額の合計 (8 団体分)	8,208,971 円
備品・消耗品費 (4 団体分)	—
支出額 (支出件数)	1,609,357 円 (36 件)
1 団体平均 (A)	402,339 円
備品・消耗品費の金額合計	10,413,621 円
1 団体平均 (B)	2,603,405 円
(A) / (B)	15.5%
事務所費 (1 団体分)	—
支出額 (A) (支出件数)	113,925 円 (7 件)
事務所費の金額合計 (B)	432,674 円
(A) / (B)	26.3%
組織活動費 (6 団体分)	—
支出額 (支出件数)	5,542,424 円 (220 件)
1 団体平均 (A)	923,737 円
組織活動費の金額合計	27,414,752 円
1 団体平均 (B)	4,569,125 円
(A) / (B)	20.2%
その他の経費 (1 団体分)	—
支出額 (A) (支出件数)	943,265 円 (13 件)

その他の経費の金額合計 (B)	1,784,816 円
(A) / (B)	52.8%

### (3) ETCカードによる支出

ETCカードの利用状況については、今回の調査対象の100団体中25団体において1件1万円超の支出が行われており、最も多く利用されていた。また、その利用された金額も一団体平均で30万円を超えている。簡易な記載方法については、ETCを利用した支出の明細を確認できたすべての政治団体において採用されている。

ETCカードを利用した際は、(2)とは異なり領収書等が発行されないため、口座振替の利用によるものとして徴難明細書の作成が必要と考えられ、政治資金監査においては徴難明細書を確認することとなる。

団体数	25団体 (25.0%)
記載方法	—
原則どおりに記載	0団体
簡易な記載方法を利用	25団体 ※ うち23団体は「その他の経費」以外に記載
記載のあった支出項目	事務所費 (3団体) 組織活動費 (20団体) その他の経費 (2団体)
支出額の合計	8,755,502 円
事務所費 (3団体分)	—
支出額 (支出件数)	2,328,266 円 (20件)
1団体平均 (A)	776,088 円
事務所費の金額合計	10,093,521 円
1団体平均 (B)	3,364,507 円
(A) / (B)	23.1%
組織活動費 (20団体分)	—
支出額	5,296,299 円



(支出件数)	(160件)
1団体平均(A)	264,814円
組織活動費の金額合計	101,908,450円
1団体平均(B)	5,095,423円
(A) / (B)	5.2%
その他の経費(2団体分)	—
支出額 (支出件数)	1,130,937円 (29件)
1団体平均(A)	565,468円
その他の経費の金額合計	2,163,175円
1団体平均(B)	1,081,588円
(A) / (B)	52.3%

#### 4. 今後の論点

今回の調査により、簡易な記載方法については、一定程度の政治団体において活用され、本来の目的である会計帳簿及び収支報告書を作成する会計責任者の事務負担の軽減に寄与していると考えられる。

また、これらの支出に対する政治資金監査についても、政治資金規正法上、会計責任者に課せられた徴収・保存が義務付けられた書面を活用し、政治資金監査マニュアルに基づき確認することとされている。

その一方で、今後、これらの簡易な記載方法がさらに広く普及することとなれば、本来であれば会計帳簿に記載すべき支出まで省略しているのではないかなどの点が指摘される懸念がある。

当委員会としては、政治資金規正法の規定による会計責任者の義務や、これまでの政治資金監査の考え方との整合性、さらに政治団体に過度の事務負担が生じないようにする点にも留意しながら、これらの支出に対する政治資金監査での確認の方法について、議論を深める必要があるのではないかと考えられる。